

伊達市除染実施計画

(第2版一部改訂)

平成29年3月

伊 達 市

改訂の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成23年10月28日	「伊達市除染基本計画（第1版）」の策定	平成23年8月26日原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき策定
平成24年8月10日	「伊達市除染実施計画（第2版）」の策定	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき策定
平成26年3月12日	「伊達市除染実施計画（第2版）」の一部改訂（軽微な変更）	添付資料「除染計画表」の修正等軽微な変更
平成27年11月17日	「伊達市除染実施計画（第2版）」の一部改訂	除染工程に基づく実施期間の延長及び除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬等に係る記載の追加に伴う変更
平成29年3月17日	「伊達市除染実施計画（第2版）」の一部改訂（軽微な変更）	除染工程に基づく実施期間の延長及び添付資料「除染計画表」の修正等軽微な変更

※ 本除染実施計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」及び環境省令に合わせた見直しや新たな除染手法の導入による見直しなど、適宜改訂を行います。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 現状とこれまでの取組み	1
3. 除染の方針	
(1) 基本方針	2
(2) 計画期間	2
(3) 目標	3
(4) 優先順位	3
(5) 的確なモニタリング	3
4. 対象ごとの除染方針及び方法	
(1) 宅地	4
(2) 公共施設	4
(3) 農地	4
(4) 森林・原野	5
(5) 道路、街路樹	5
(6) その他の対象物	5
(7) 区域としての除染	5
5. 除去土壌等の仮置き及び処理方針について	
(1) 除去土壌等の課題	6
(2) 仮置場の設置方針	6
(3) 仮置場の設置	6
(4) 除去土壌等の処理方針	7
6. 費用負担	7
7. 市民協働による取組み	
(1) 市民との協働	7
(2) 地域ごとの取組み	8

(3) 事業者との協働	8
-------------	---

8. 計画の管理

(1) 宅地	8
(2) 公共施設等	8
(3) 農地及び森林	9
(4) 管理体制等	9

9. 実施計画

(1) 宅地	9
(2) 公共施設等	10
(3) 農地及び森林	10
(4) 実施体制の整備	10

除染計画表 平成23年度～29年度分	11
資料1	12
資料2 伊達市一斉放射線量測定マップ	13
資料3 推定年間被ばく線量の推移	14

1. 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が福島県内の広範囲に飛散した。伊達市も汚染の被害を受け、一部地域において年間積算線量が20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」が設定された。

飛散した放射性物質のうち、ヨウ素（ I_{131} ）は半減期が8日と短い、セシウムは半減期が2年（ Cs_{134} ）、30年（ Cs_{137} ）という長い年月がかかる。放射性セシウムから発せられる放射線が住民の健康に影響を及ぼすことから、市では安全・安心できる地域にしていくためには、放射性物質を除去する「除染」が必要と判断、除染関係ガイドライン等に基づき、平成23年10月に伊達市除染基本計画（第1版）を策定した。

国が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

（以下「特措法」という）を本年1月1日に全面施行したことから、法定計画への移行が必要となったため、第2版として計画を策定した。

しかし、除染技術・方法は完全には確立されてはおらず、今後も国の除染関係ガイドラインは見直されていく予定で、また、除染に伴う補償基準等の国の方針も決まっておらず、依然として計画をより具体的にしていく指針が不足していることから、今後も、随時計画を見直し、実施計画の精度を高めていく必要がある。

2. 現状とこれまでの取り組み※

原発事故発生以来、市では放射線量の測定に取り組んできた。その結果、市の南部地域（霊山・月舘）の空間線量率が比較的高いことが分かっている。霊山の小国地区、石田地区、月舘の相葭地区で特定避難勧奨地点が設定され、その後保原の富成地区でも追加指定があった。

放射線量は、徐々に低下している。平成24年3月の市内一斉測定時点によれば、伊達地域、梁川地域、保原・霊山地域の北部などの空間線量率が1 μ Sv/h未満となっている一方、特定避難勧奨地点がある地区などには、依然として2 μ Sv/h以上の比較的高い線量の地域が存在し、伊達市全域が最終的に国が目指す追加被ばく線量年間積算1 mSvを超える状況が続いている。最も高い値は3.45 μ Sv/hとなっている。

事故の状況や半減期の関係から、現在の放射線の線源となっているのは、ほとんどが放射性セシウムである。放射性セシウムは、大気中にはほとんどなく、土壌の主に粘土に吸着している。平成23年3～5月には、屋根、コンクリート、舗装道路等は雨水などで洗い流されたため、放射性セシウムが吸着した泥が集まる場所の線量が高いことが分かっている。比較的高い線量が低い市内北部地域でも、局所的に線量が高いホットスポットとなっている。

※ 平成24年8月時点における記載です。

市では、子どもが受ける放射線量を優先して低減するため、全部の小中学校等の校庭の表土の除去を含む除染に取り組んできた。また、NPO放射線安全フォーラム副理事長である田中俊一先生をアドバイザーに委嘱し、専門的な知見のもとで富成小学校、民家、農地などの実証実験を行い、独自に除染対策を進めてきた。

除染の際に発生する除去土壌等の仮置場の確保が難航する中、仮置場の確保ができた地区から民家の除染に取り組んできた。また、線量低減化活動支援事業では、市民との協働により約70地区での取組みが行われている。

3. 除染の方針

(1) 基本方針

伊達市全域に降り注いだ放射性物質は一律ではなく、空間線量率にも地域差がある。除染は、放射線量の高い地域から優先的に行う必要があるが、放射線量については、ICRP^(注1)により「合理的に達成可能な限り被ばくを低減する。(ALARAの原則^(注2))」ことが提唱されており、放射線量が比較的低い地域であっても除染に取り組むことが大切である。基本的には、これらの放射性物質全般を除去することであるから、この除染実施計画の対象となる区域は、文部科学省が実施した航空機モニタリング結果(環境省作成)により、伊達市全域とする。

除染の実施者とその区域については、特措法により定められており、公共施設・道路等は、原則としてそれぞれの施設管理者が責任をもって除染に取り組むこととなる。市が管理する公共施設等はもちろん、住宅を含む民有地も含め、市が主体となり責任を持って除染を行う。

基本的には市が専門家や業者に委託し、特定避難勧奨地点などの比較的線量が高い地区から優先的に除染を進めていくが、汚染の規模はあまりに大きいため一定の期間を要する。しかし、放射線量は、できるだけ早めに、少しでも低減すべきであり、市民自らの除染活動も大切である。市では、こうした市民の方々の除染活動を支援していく。

注1) ICRP = 国際放射線防護委員会、International Commission on Radiological Protection)は、専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う民間の国際学術組織。

注2) ALARAの原則 = 国際放射線防護委員会「防護の最適化」により提言されている原則。「As Low As Reasonably Achievable」・社会的、経済的要因を考慮しながら合理的かつ可能な限り被ばくは少なくする・と言う事を意味している。

(2) 計画期間

本除染実施計画は、平成23年8月から平成30年3月までの7年間とする。

学校、民家や農地の実証実験など、すでに除染に取り組んでいる。除染の終了時期については、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰(ウェザリング効果)なども勘案しながら、できるだけ早い時期に全体の事業規模を把握し、これにより設定することとする。当面、特定避難勧奨地点の解消を目指し、放射線量の高い地区

の除染を重点的に実施していく。

住宅などの生活圏については2年を、農地については5年を、森林については30年を目標にし、除染に取り組んでいくこととする。放射線量の推移を確認しながら、新たな技術や積極的な取組みにより、随時終了時期は見直していく。

(3) 目標

伊達市の面積は265km²と広く、計測される空間線量率も3 μ Sv/hを超える地域から0.5 μ Sv/hを下回る地域まで、かなりの差があるため、一律の目標は設定できない。このため、

- ① 特定避難勧奨地点があるなど放射線量の高い地区にあっては、除染の実施により当面年間積算5mSv（空間線量率1 μ Sv/h）以下を目標とする。
- ② 空間線量率が比較的低い地区であっても、子どもたちのことを考慮すれば、被ばく線量はできるだけ下げることが必要であり、放射線量を低減するよう除染していく。
- ③ 将来的には、推定年間追加被ばく線量^{（注1）}を、法の基本方針に基づき年間積算1 mSv（空間線量率0.23 μ Sv/h）以下にすることを長期的な目標とする。

注1) 追加被ばく線量 = 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量を指す。

(4) 優先順位

基本的に、放射線量の高い地区を優先するとともに、市民が最も時間を過ごす住居周辺・生活空間を優先して除染を行う。

ただし、放射線量が比較的低い地区であっても、学校や多くの人が使用する公共性が高い施設は重点的・計画的に除染していく。農地、森林については、面積が広いことから年度ごとの実施計画を作成し、長期計画を立て市内全域を除染していく。

【優先順位】

第1順位…特定避難勧奨地点など、年間積算線量が20mSvを超える恐れのある地区。高線量のある地区。

第2順位…年間積算線量が5mSvを超える地区（空間線量率1 μ Sv/h）

第3順位…年間積算線量が1mSvを超える地区（空間線量率0.23 μ Sv/h）

(5) 的確なモニタリング

除染の実施にあたっては、効果的・効率的に行うために詳細な放射線量調査を行う。また、定期的な空間線量率のモニタリングにより、放射線量測定マップを作成し、随時汚染状況の確認を行う。農地についても土壌等の詳細なモニタリング調査を行い、測定マップを作成する。優先的に除染の必要がある場所を示し、計画に基づく除染作業の優先箇所などを分かりやすいようにする。

除染後の検証も確実にを行い、継続的にモニタリングを実施する。

4. 対象ごとの除染方針及び方法

すべての地区・対象の除染を同時に行うことは難しい。住民の被ばく線量の低減という目的に照らして効果的に作業を進める必要がある。

具体的には、住居・庭、道路などの生活圏、特に子どもが利用する学校、公園などの除染は優先的に行う必要がある。以下、対象ごとの除染方針及び方法を記す。

(1) 宅地

日常生活において最も長く滞在することが想定される住居とその周辺は、除染作業により実質的な被ばく線量の低減効果が高い場所である。それぞれが住んでいる住居の周辺は、比較的限定的で、手を掛けやすい面もある。雨どいや側溝の清掃、庭木の剪定、除草、庭の表土を剥くなどが主な除染である。

宅地は、年間積算線量 5mSv （空間線量率 $1\text{ }\mu\text{Sv/h}$ ）以下を目標とし、 $1\text{ }\mu\text{Sv/h}$ 以下の地区でも可能な限り放射線量を下げするため、除染を行う。

(2) 公共施設

公共施設は、不特定多数の方々が利用する場所であるので、早めの除染が必要となる。特に、子どもたちが生活する学校、幼稚園、保育所、公園などの教育施設は、子どもたちへの影響を考えると優先的に行わなければならない。

公園や運動場は、表土の剥ぎ取り、側溝の泥の清掃、除草、枯葉等の除去を中心とし、森林が近い場所は、枝払いを主として行う。また、地区の実情に応じ、伐採を行う必要がある場合には、国・県との協議を行う。すべての公共施設で年間積算線量 1mSv 以下（空間線量率 $0.23\text{ }\mu\text{Sv/h}$ ）を目指す。

(3) 農地

農地の除染は、放射性セシウムの性質から、耕起していない田畑や牧草地は反転耕や深耕に加え、表土の剥ぎ取りが基本となるが、樹園地については樹体の除染を優先し、必要な園地では表土剥ぎ取りを行う。また、特措法の取組みに加え、樹園地の改植^{（注1）}も検討していく。すでに耕起し作付けした田畑については、県・市・農業団体が独自に実証実験を行い、反転耕や深耕等の適切な除染方法を選択していく必要がある。また、農地に付随する施設（水路等）の除染も行う。

農地についても、作業者の被ばく線量の低減が必要なことから年間積算線量 5mSv （空間線量率 $1\text{ }\mu\text{Sv/h}$ ）以下を目標とし、放射線量が高い地区の除染を優先して取り組む。特措法の措置に加え、土壌については、当面汚染を 5000ベクレル/kg 以下^{（注2、注3）}にし、農産物から放射性物質が検出されないことを目標とする。

注1) 樹園地の改植 = 平成23年12月5日、福島県農林水産部による「福島県農林地除染基本方針（農用地編）」に基づくもの。

注2) 5000ベクレル/kg 以下 = 平成23年4月8日、原子力災害対策本部による「稲の作付に関する考

え方」に基づくもの。

注3) ベクレル[Bq] = 放射能の量を表す単位で、SI組立単位の1つである。1s(秒)間に1つの原子核が崩壊して放射線を放つ放射能の量が1Bqである。例えば、毎秒370個の原子核が崩壊して放射線を発している場合、370Bqとなる。

(4) 森林・原野

森林は、面積も広大であり、表土を剥ぐようなことは困難であることから、今後の実証実験などの結果を踏まえ、適切な方法を選択していく必要がある。

常緑樹(杉、松など)は、枝払いなどを行う。常緑樹は数年単位で葉を落とすことから、継続的な落葉集めも行う。伐採適期になった木は、地区の実情に応じ、伐採を行う必要がある場合には、国・県との協議を行う。広葉・落葉樹に関しては、宅地周りの古い落葉・枯葉をかき集め廃棄物として管理していく。表土流亡等に十分留意する。

森林からも線量が人体に影響を与えていることから、住宅や生活圏との距離が近い里山から段階的に進める。

入山時の被ばくを少なくするための森林全体の除染については国の方針を踏まえ実施を検討する。面積が広い放放射線量の低減効果を確認しにくい面もあるが、長期的には、空間線量率1～1.5μSv/hを目標とし、計画的に実施していく。

(5) 道路、街路樹

舗装された道路などは、高圧洗浄だけでは効果が限定的で、路肩の除草、側溝の汚泥除去などを行うことで線量の低減を目指す。

さらに、特定避難勧奨地点がある地区などの比較的線量が高い地区では、国・県とも協議のうえ、ショットブラストなどの工法での表面の削り取りや、除染効果を維持するため、砂利道の舗装、オーバーレイ(舗装の上に再舗装する)、土側溝の改修なども検討していく。

歩行者・利用者の被ばく低減、再汚染の抑制を行うため、街路樹の常緑樹は剪定などを行い除染する。

(6) その他の対象物

工場、商業施設などの事業所は、設置者等と協議のうえ市が除染を行う。雨どいや側溝の清掃、除草、枯葉等の除去が中心となる。広い土の部分がある場合は、線量に応じて表土の剥ぎ取りを行う。駐車場などのアスファルト部分も、線量に応じた適切な方法により除染する。

(7) 区域としての除染

除染は、除染対象区域の線量の高さに応じて適切に行うことが重要となる。線量が高い地区においては、対象ごとに除染するのではなく、区域での除染が効果的・効率的である。市では、道路も含めて除染を行う線量の比較的高い地区、線量が比較的低くホットスポットの除染を中心にする地区など、全体を線量に応じて3つに分け、適切で効果

的な除染を行っていく。

Aエリア

宅地＋宅地周辺林縁部20m程度を基本に、地域内の公共施設、森林（里山）、道路などを含めた除染。農地は別に対応。

特定避難勧奨地点がある地区や、比較的線量の高い地区を想定。

Bエリア

宅地周りを中心とした除染。農地や森林は別に対応。

年間積算線量5mSv以上の地区を想定。

Cエリア

「ホットスポット」を中心とした除染。

年間積算線量1mSv以上の地区を想定。

5. 除去土壌等の仮置き及び処理方針について

（1）除去土壌等の課題

除染を進めるうえで、最大の課題が、放射性物質を含む除去土壌及び除染に伴い発生する廃棄物（以下「除去土壌等」という）の処分である。国は、国の責務で除染を進めるとしているが、現時点では除去土壌等の最終処分についての具体的な設置時期・方法・場所などは示されていない。

しかし、国の最終処分場や中間貯蔵施設の完成を待っていては、地域の除染を迅速に進めることはできないことから、市では今後の除染に伴う膨大な除去土壌等进行处理するため、仮置場の設置により除染した際に出る除去土壌等の収集、運搬及び保管を行っていく。

また、除去土壌等の減容化が必要なことから、可燃物については仮設焼却施設において減容化を図る。

（2）仮置場の設置方針

除去土壌等の管理については、中間貯蔵施設への搬入までの間、安全性の確保と適切な管理が必要となることから以下の方針を進める。

適切な管理のためには、現場保管などの小規模なものが数多くあるのではなく、一定規模の大きさに集約することが望ましい。本市の地域性を考えれば、旧町単位での設置が必要で、全域除染による除去土壌等の量によっては旧町に複数の設置も考えていく必要もある。市では、市民の安全と安心のためには、こうした一定規模で管理ができる仮置場の設置が必要と考えている。

（3）仮置場の設置

一定規模で管理ができる仮置場の設置には、設置場所の検討、住民の理解、設置工事と一定の時間を要するため、当面の除染の実施に際しては、住民の理解と協力により自宅敷地や地区での保管が求められることとなる。その際には安全性に十分に配慮し、遮

へいなどの指導を適切に行っていくこととする。一定規模の仮置場ができ次第、自宅敷地等から除去土壌等を仮置場へ移動・運搬していくこととする。

仮置場の除去土壌等については、関連する法令等に基づき、市が責任をもって安全かつ適正に管理するとともに、継続的なモニタリングを実施していく。中間貯蔵施設への搬出に備え、仮置場の場所や数量などについて記録し保存する。

（４）除去土壌等の処理方針

- ① 仮置場にて保管している除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬については、一部の仮置場及び現場保管場所から市が設置する積込場までの運搬は市が行い、積込場から中間貯蔵施設までは国が実施する。中間貯蔵施設までの運搬は、環境省が策定する輸送実施計画を踏まえて行う。
- ② 除去土壌等の中間貯蔵施設での保管及びその後の処分は、国が実施する。

6. 費用負担

原因者負担の原則からすれば、東京電力が費用負担すべきものであるが、今般の原子力災害は、国のエネルギー政策の結果として生じたものであることから、除染にかかる費用は国の責務・負担で行うべきである。

特措法にもあるとおり、国が責任をもって除染を推進する以上、除染にかかる費用については国が財政措置をするのが当然であり、確実な財政措置を求める。市が、特措法に基づき実施する除染の全額負担について、あらゆる機会を通して国に強く要請していくとともに、必要に応じて原子力損害賠償紛争審査会による指針^(注1)を根拠とした損害賠償を求めていく。

注1)原子力損害賠償紛争審査会による指針 = 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針。

7. 市民協働による取組み

（１）市民との協働

除染は、国が責任をもって行うべきものである。しかし、国や東電の取組みを待っているだけでは、地域の放射線量を低減することはできず、地域の活力を失うことにもつながりかねない。

自分たちの手で除染を行い、安心を得るという「地域づくり」の取組みをすることが、地域の活力を取り戻し、より良い地域づくりにつながっていく。

除染は地域ぐるみで取り組むことが効果的・効率的であり、市民同士の協働、市民と行政との協働が、除染効果を高めることになる。市では、市民が自ら安全・確実に除染できるよう、除染の手法についてのマニュアルを作成し、市民の除染活動を安全面にも配慮しながら支援していく。

除染作業は、専門家の指導により行うことが大切となる。市では、除染の相談等ができる「放射能相談センター」を設置し、放射線や除染に関する啓発を行うとともに、除染を行う際のアドバイザーの派遣、資材の提供を行う。

なお、これまでに行った実証実験において、除染活動による追加的被ばく線量^(注1)は比較的小さいと評価されている。

注1)除染作業による追加的被ばく線量 = 除染に関する実証実験に基づき、①雨どいの清掃、②雑草の除去、③側溝の清掃、④軒下の土の除去について外部被ばく線量を評価した結果、①～④の作業をそれぞれ1時間ずつ計4時間の作業として、毎月1回1年間続けたとしても、追加的被ばく線量は約49 μ Sv/年であるとの結果が出ている。

(2) 地域ごとの取組み

地域の放射線量や実情に応じ、総合支所単位で地域やコミュニティごとに計画を策定し、実施時期を明示しながら除染を実施していく。すべての地域・対象の除染を同時には行えないため、全体スケジュールを調整する。住民と除染のスケジュールや内容を共有することが不安解消につながる。

(3) 事業者との協働

除染作業は、作業の難易度や規模により専門業者などに依頼しなければならないことも少なくない。しかし、地元の建設業者などは除染作業の経験がなく、専門業者からの指導を仰ぐと共に、市と連携を図りながら計画的に除染を進めていく。

8. 計画の管理

(1) 宅地

特定避難勧奨地点を含む比較的高い放射線量が高い、保原の富成・柱沢地区、霊山の掛田・石田地区の東部・小国、月舘の東部地区の住宅から、市が除染を行う。仮置場が確保された集落から順次実施していき、市民ができない2階の雨どいなどの危険な除染作業については、適宜モニタリング調査を行い、必要に応じて市が業者に委託し実施する。

比較的低い線量の低い地区の住居周辺・生活空間の除染の実施に当たっては、市民との協働により実施し、除染推進センターにおいては、個人や町内会での取組みをしっかりと支援していく。

通学路等の除染が中心である県の補助事業「線量低減化活動支援事業」も活用し、地域住民との協働によりコミュニティ単位での除染を実施する。

(2) 公共施設等

すべての小・中学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭の表土除去を行い、放射線量の高い地区にあっては校舎周辺の除染も行う。放射線量の低い地区にあっては、局所的に高い場所を除染する。

その他の公共施設については、放射線量の高い地区の施設を優先に除染していく。公園等の面的な除染は、表土剥ぎを基本とし、順次実施する。

市以外の者が管理する学校、幼稚園、保育所、事業所及び国・県の公共施設、並びに子どもたちの通学路にもなる国・県道などの除染は、施設管理者が実施するが、除染手法及び実施時期等については市と施設管理者で協議する。

（３）農地及び森林

県・市や農業団体等が独自に行う実証実験を指標とし、事業推進体制を整備し実施していく。放射線量の高い地域を優先するが、樹園地については樹体の洗浄・樹皮削りを優先して行い、園地によっては表土の剥ぎ取りや、特措法の取組みに加え改植を行う。

牧草地は反転耕又は表土の剥ぎ取りを行う。水田、普通畑については、国・県の実証実験も参考に、できる限り早期に反転耕・深耕や土地改良資材の使用等を行う。

森林は、住宅周辺の里山の枯葉・落ち葉の除去を行う。針葉樹等は、伐採することが除染にもつながることから、地域の実情に応じ、伐採を行う必要がある場合には、国・県との協議を行う。

（４）管理体制等

各年度別の除染実施計画は、福島第一原子力発電所の復旧状況、国や県の計画等を踏まえながら、実態に即して作成していくものとする。本除染実施計画及び年度別実施計画は、国・県の計画や方針が示された時点で整合性を図りながら随時見直しを行い、迅速・適正に管理していくものとする。

また、本除染実施計画に基づく作業の実施状況については、市政だより等で随時公表し、市民とともに除染を推進していく。

９．実施計画

（１）宅地

【Ａエリア】特定避難勧奨地点がある地区や、比較的線量の高い地区

保原・・・富成、柱沢

霊山・・・掛田、石田のうち坂ノ上・八木平、下小国、上小国

月舘・・・月舘のうち相葎・水沼、布川のうち砂地、中古屋など約2,500世帯

上記の地区については、住宅周りだけでなく、地区内の公共施設、森林（里山）、道路などを含めたエリア除染を実施する。農地は別に対応。線量が高いため、表土の除去などが必要となる。

【Ｂエリア】Ａエリアに隣接し、年間積算線量が5mSv/h以上の地区

保原・・・上保原、八幡台、村岡

霊山・・・山野川、中川、山戸田、Ａエリアを除く石田

月舘・・・Aエリアを除く月舘、布川、御代田、糠田、上手度、下手度など約3,700世帯

上記の地区については、宅地を中心とした除染を行う。農地や森林は、別に対応する。

【Cエリア】年間積算線量が1 mSv以上5 mSv未満の地域など

伊達、梁川、保原の北部、霊山の太石など約15,600世帯

コミュニティ単位での「ホットスポット」を中心とした除染を行う。

(2) 公共施設等

- ・すべての小・中学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭の表土除去及び校舎、園舎、プールの除染を完了させる。
- ・事業所、国・県の公共施設などの除染手法等は、施設管理者と市が協議する。
- ・公園等の面的な除染は、表土剥ぎを基本として約55箇所実施する。
- ・国・県道、市道については、施設管理者と協議のうえモニタリングを適宜実施する。

(3) 農地及び森林

- ・農地については、除染技術確立のため生産者団体、研究機関等とともに独自の取り組みとして実証試験・研究を行う。
- ・果樹については、次年度以降の線量低減に向けて樹体の高圧洗浄や粗皮削りを行う。桃、柿、リンゴなど市内の1,300haを実施する。
- ・水田・畑地については、反転耕・深耕を行う。その際には土壌改善と稲への放射性セシウムの移行を抑える目的でゼオライトとカリウムを散布する。
- ・牧草地については、表土の剥ぎ取りを基本に行う。
- ・農地等の土壌汚染の実態把握と除染作業効果を検証するため、土壌汚染モニタリングの検査機器を整備する。
- ・独自の取り組みとして実験的に市有林等の伐採を実施する。

(4) 実施体制の整備

- ・放射能対策の専門部署を設置するとともに、除去土壌等の減容を図るため、仮設焼却炉整備を進めるためのプロジェクトチームも設置する。

伊達市除染計画(平成23～29年度)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域単位での説明会の実施 (仮置場・除染作業)							
特定避難勧奨地点等の除染							
通学路・公園等の除染 (県補助金対象)							
町内会等への説明							
住宅等の除染							
公共施設等の除染							
農地等の除染							
森林等の除染							
道路等の除染							
その他の対象物等の除染							
放射能相談センターの運営							
除去土壌等の仮置場の設置							
 計画的に実施  状況に応じ延長							

(資料1)

伊達市の地目別面積

地目	面積(k㎡)	比率(%)
田	21.95	8.28
畑	48.66	18.36
宅地	14.37	5.42
池沼	0.18	0.07
山林	101.78	38.39
牧場	0.03	0.01
原野	3.11	1.17
雑種地	3.44	1.3
その他	71.58	27
計	265.1	100

※ 固定資産税概要調書

世帯数など

世帯数(戸)	21,819
事業所数	3,104
市道(km)	1,287

※ 23年9月末 住民基本台帳による

※ 平成18年事業所・企業統計調査

※ 市の道路台帳による

《参考:覆土やコンクリート構造物による遮へい効果

覆土厚

5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

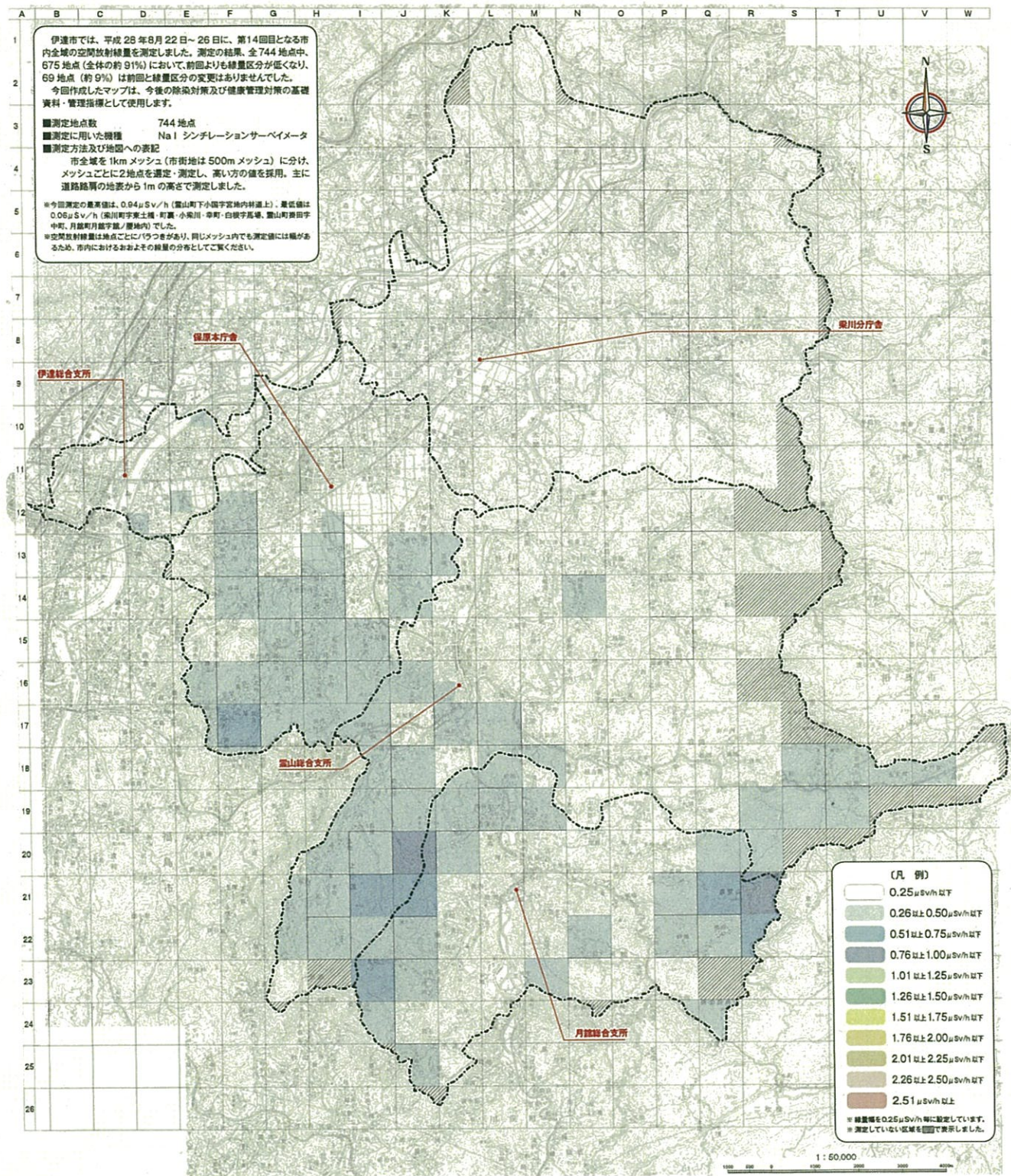
コンクリート厚

5cm	57%減
10cm	79%減
15cm	89%減
30cm	99%減

※ 埋設処分における濃度上限評価のための外部被ばく線量
換算係数(2008年、日本原子力研究開発機構)

第14回 伊達市一斉放射線量測定マップ

(平成 28 年 8 月 22 日～ 26 日実施)



問い合わせ先 : 伊達市放射能対策課 (024-575-1003)

推定年間被ばく線量の推移

原子力安全委員会の助言を踏まえ、物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰を考慮した変化を試算したもの

縦軸：推定年間被ばく線量
[mSv/年]

